

# 買い取り商法のトラブルに注意!



## 【事例】

自宅に古物商を名乗る人が訪ねてきて、不用品があれば買い取ると言われた。着物を出したら「着物だけでは買い取れないので、貴金属はあるか」と聞かれ、指輪を見せた。着物と一緒に2万円で買い取ってもらった。指輪を渡したことを後悔したので、返してほしい。

## 【アドバイス】

- ◆事業者が消費者の自宅などで物品を買い取る取引を買い取り商法(訪問購入)といい、特定商取引法で規制されています。同法では、買い取り業者が突然消費者宅を訪問して勧誘することを禁止しています。突然の訪問には、対応しないようにしましょう。
- ◆買い取り商法では、事業者が「不用品の査定をする」と電話をしてから、訪問してくる場合もあります。その場合も事業者は消費者があらかじめ了承した品物以外の売却を求めることはできません。買い取りを承諾していない貴金属などの売却を迫られても、はっきり断わりましょう。
- ◆消費者が買い取り商法で物品を売却した場合は、法律で決められた書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフができます。この期間内は物品を事業者に渡すことを消費者側が拒むことができます。品物の引き渡しをしないことで事例のようなトラブルを避けられます。

## チーフの わん!ポイントアドバイス

買い取り商法(訪問購入)…書面を受け取ってから、8日間はクーリング・オフが出来るワン!承諾していない「貴金属」などを買い取ると言われてもはっきり断るワン!

